

医療ガス供給設備保守点検業務処理要領

1 点検内容

(1) 定期点検

下記の医療ガス供給設備について年1回の点検を行うものとする。

※ただし、⑥、⑧、⑨の点検回数については年4回とする。

なお、詳細数量については、別紙数量表を参照すること。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 酸素供給装置(全自動切替) 2列－12本立 | 一式 |
| ② 空気供給装置(全自動切替) | 一式 |
| ③ 笑気供給装置(全自動切替) | 一式 |
| ④ 窒素供給装置(全自動切替) 1列2本立 | 一式 |
| ⑤ 吸引装置 | 一式 |
| ⑥ 警報設備 | 一式 |
| ⑦ シャットオフバルブ | 一式 |
| ⑧ アウトレット(壁付型) | 一式 |
| ⑨ アウトレット(リール・天吊式型) | 一式 |
| ⑩ シーリングモジュール | 一式 |
| ⑪ マルチセーフガードシステム | 一式 |
| ⑫ 合成空気供給設備 | 一式 |

合成空気供給設備関係点検

CE定期自主検査(酸素、窒素)

(2) 臨時点検

障害があることを自ら発見し、もしくは甲からこの旨の連絡を受けたとき、及び甲が必要と認めたときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

2 点検報告書

作業完了後は、速やかに報告書を提出するものとする。

3 業務完了報告書の提出

委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。

4 実施時の留意事項

外来・手術室は土日休日に実施、救急センターは平日13－16時で実施すること。